

公益社団法人日本口腔インプラント学会 利益相反（COI）管理委員会規程

（趣 旨）

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本学会」という。）は、本学会事業活動に関わる会員などの利益相反（COI）を適正に管理するため、利益相反管理委員会（以下「COI委員会」という。）を置き、COI委員会の組織及び運営等に関し必要な事項を次のとおり定める。

（組 織）

第2条 COI委員会は、委員長、副委員長、委員5名以内及び1名以上の外部委員をもって組織する。

- 2 委員長は理事長が指名し、副委員長及び委員は、理事会において理事又は代議員の中から選任し、理事長が委嘱する。
- 3 外部委員は、本学会会員以外の有識者を理事長が選任し委嘱する。
- 4 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員長は、COI委員会を招集し、その議長となる。但し、委員長が不在の場合は、副委員長がその職務を代行する。

（業 務）

第3条 COI委員会は、本学会「口腔インプラント学研究の利益相反（COI）に関する指針」（以下「COI指針」という。）及び「同指針細則」（以下「COI指針細則」という。）に基づき、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 本学会会員などの利益相反を適正に管理するための方策の立案
 - (2) 本学会会員などのCOI自己申告書に関わる調査、審査及び措置などに関すること
 - (3) 本学会会員などからの利益相反に関する質問・相談への対応
 - (4) 本学会の利益相反に関わる情報の公開に関すること
 - (5) その他、利益相反の管理に関する必要な事項の審議
- 2 COI委員会委員が関与する事案が調査・審査の対象となった場合、当該委員は調査・審査業務に加わらないものとする。

（利益相反管理のための調査などの実施）

第4条 前条第1項第2号は、COI指針Ⅱに定める対象者について、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 利益相反自己申告書の請求
- (2) 事情聴取
- (3) 助言・指導など

- (4) 状況観察と報告書の請求
 - (5) その他、利益相反管理のための調査に必要と認める事項
- 2 前項各号の実施手続などについては、COI 委員会が別に定める。

(審査、勧告などの手続)

第 5 条 COI 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、当該対象者の COI 状態について審査し、本学会として許容できるか否かについて判定する。

- 2 COI 委員会は、前項の規定による審査の結果、COI 状態の改善が必要と判定した者に対し、改善勧告を行うことができる。
- 3 COI 委員会は、前項の改善勧告を行った場合、対象者の COI 状態について改善状況を観察し、必要に応じて報告を求めることができる。
- 4 COI 委員会は、前項の措置後も、対象者に深刻な COI 状態があり、その説明責任を果たせない場合、審査の結果などを理事会に報告する。

(定足数及び議決)

第 6 条 COI 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数による。

(意見の聴取)

第 7 条 COI 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(利益相反相談窓口の設置と業務)

第 8 条 本学会会員などの利益相反に関わる深刻な問題を未然に防ぐため、COI 委員会に利益相反相談窓口（以下「COI 相談窓口」という。）を設置する。

- 2 COI 相談窓口の委員は、COI 委員会委員の中から委員長が若干名を指名する。
- 3 COI 相談窓口は、関係部署の協力を得て、次の各号に掲げる業務を行い、必要に応じて業務に関する報告書を COI 委員会に提出する。
 - (1) 利益相反に関する質問又は相談に対する助言及び指導に関すること
 - (2) その他、COI 委員会から付託された利益相反に関する事項の検討

(委員等の守秘義務)

第 9 条 COI 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を、正当な事由なくして他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

- 2 第 7 条の規定により COI 委員会に出席を求められた者及び COI 委員会の事務を行う者についても、前項の規定を準用する。

(補 則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、COI 委員会の運営に必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 3 月 15 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 26 年 9 月 12 日に一部改正し、同日から施行する。
- 3 この規程は、平成 26 年 11 月 16 日に一部改正し、同日から施行する。